

報告第 20 号

小城市保育施設等の利用調整に関する事務取扱内規について

のことについて、別紙のとおり報告する。

令和元年 10 月 24 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

報告理由

令和 2 年度の保育所、認定こども園又は家庭的保育事業所等の利用に係る調整を行うにあたり、必要な事項を内規として定めたので報告する。

小城市保育施設等の利用調整に関する事務取扱内規

(趣旨)

この内規は、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等の利用にかかる調整を行うにあたり、「小城市子ども・子育て支援法施行細則」に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(利用申請)

保育施設等の利用を希望する保護者は、「小城市子ども・子育て支援法施行細則」に定める様式第3号「支給認定申請書兼施設利用申込書兼児童台帳」を小城市保育幼稚園課に提出しなければならない。

(利用調整)

支給認定を受けた保護者から利用申請があった場合、保育施設等が不足し、または不足するおそれがあるときその他必要と認められるときは、利用調整を行うものとする。

- 2 利用調整に必要な書類について、保護者から提出を求め、必要があるときは、面接及び実地調査等を行うことができる。
- 3 利用調整を行うにあたっては、別表1「保育利用調整基準」に基づき保育の必要性の高い児童から順に利用調整を行うものとする。

(保留等)

利用調整を行うにあたり、次の各号のいずれかに該当するときは、利用希望施設等にかかる利用調整を行わないことができる。また、利用調整の実施後に次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、利用調整結果を取消すことができる。

- (1) 申請書及びこれに付随する書類の内容に虚偽があった場合
- (2) 利用調整にかかる児童が疾病等により、保育施設等において集団保育を受けることが困難であると小城市保育幼稚園課が判断した場合

(結果通知等)

利用調整を行ったときは、保護者に対しその結果を通知する。

- 2 利用調整の結果により児童の利用の対象となる保育施設等に対し、その結果を通知する。

(連携施設における優先枠)

家庭的保育事業等の卒園児について、引き続き当該家庭的保育事業等の連携施設の利用にかかる利用申請があった場合、当該連携施設における利用調整にあたっては、別表1「保育利用調整基準」の規定にかかわらず、当該卒園児について優先的に利用調整を行う。

(申請期限)

令和2年4月1日から又は年度中途において保育施設等の利用を希望する保護者は、別表2「申請受付期限及び結果通知等発送予定表」に指定する期限までに利用申請を行わなければならない。ただし、

緊急やむを得ないと小城市保育幼稚園課が認める場合については、この限りではない。

(施行の細目)

この内規に定めるもののほか、利用調整に関し必要な項目は、小城市保育幼稚園課が定める。

附 則

この内規は、平成 27 年 12 月 24 日より施行する。

この内規は、平成 28 年 9 月 7 日より施行する。

この内規は、平成 29 年 11 月 1 日より施行する。

この内規は、平成 30 年 10 月 1 日より施行する。

この内規は、令和元年 10 月 1 日より施行する。

別表1 「保育利用調整基準」

保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等の利用調整は、本表に基づき行うものとする。

なお、以降本表において、特に記載のある場合を除き、「保育施設」は保育所及び認定こども園、「保育事業」は家庭的保育事業等を指す。

利用調整にあたっては、「(1) 保護者の保育が必要な理由の点数表」により、世帯の保育の必要性に応じ基本点数を設定する。また、「(2) 調整点数表」により、該当する内容に応じて加点・減点を行い、保護者の保育が必要な理由の点数及び調整点数の合算点数の高い世帯から利用が可能となる。

同一点数で並んだ場合は、「(3) 同一点数の優先順位表」に規定する順位により、優先順位を決定する。

(1) 保護者の保育が必要な理由の点数表

事由	父母（※1）が保育できない理由・状況	点数	
1 就労（※2）	家庭外	月 20 日以上かつ週 40 時間以上又は週 5 日以上かつ日 8 時間以上就労	10
		月 20 日以上かつ週 30 時間以上又は週 5 日以上かつ日 6 時間以上就労	9
		月 16 日以上かつ週 24 時間以上又は週 4 日以上かつ日 6 時間以上就労	8
		月 16 日以上かつ週 16 時間以上又は週 4 日以上かつ日 4 時間以上就労	7
		月 60 時間以上就労	6
	家庭内	月 20 日以上かつ週 30 時間以上又は週 5 日以上かつ日 6 時間以上の仕事に内定	8
		月 16 日以上かつ週 16 時間以上又は週 4 日以上かつ日 4 時間以上の仕事に内定	6
		月 60 時間以上の仕事に内定	5
	家庭内	月 20 日以上かつ週 40 時間以上又は週 5 日以上かつ日 8 時間以上就労	9
		月 20 日以上かつ週 30 時間以上又は週 5 日以上かつ日 6 時間以上就労	8
		月 16 日以上かつ週 24 時間以上又は週 4 日以上かつ日 6 時間以上就労	7
		月 16 日以上かつ週 16 時間以上又は週 4 日以上かつ日 4 時間以上就労	6
		月 60 時間以上就労（内職を含む）	5
	単身赴任している（県外）	月 20 日以上かつ週 30 時間以上又は週 5 日以上かつ日 6 時間以上の仕事に内定	7
		月 16 日以上かつ週 16 時間以上又は週 4 日以上かつ日 4 時間以上の仕事に内定	5
		月 60 時間以上の仕事に内定（内職を含む）	4
	単身赴任している（県内）		9
			8
2 妊娠・出産	母が出産又は出産予定日の前後各 8 週間の期間にあって、出産の準備又は休養を要する	10	
3 疾病・障がい	疾病などにより、入院による治療や安静を要し、保育が常時困難	10	
	疾病などにより、在宅で常時臥床の安静を要するなど、保育が著しく困難	7	
	疾病などにより、月に 16 日以上の通院を要するなど保育に支障がある	5	
	身体障害者手帳 1～2 級、精神障害者保健福祉手帳 1 級、療育手帳 A の交付を受け、保育が常時困難	10	
	複数の障がい手帳の交付を受けていて、保育が常時困難	9	
	身体障害者手帳 3 級、精神障害者保健福祉手帳 2～3 級、療育手帳 B1・B2 の交付を受け、保育	8	

	が著しく困難 身体障害者手帳 4~6 級の交付を受け、保育が困難	6
4 介護・看護	臥床者・重症心身障がい児（者）の看護・介護や入院・通院・通所の付き添いのため、保育が困難 病人や障がい者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、保育が困難	9 7
5 災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている	10
6 求職活動	求職活動中、起業準備中である	3
7 就学	職業訓練校、専門学校、大学等に月 16 日以上かつ週 16 時間以上就学 職業訓練校、専門学校、大学等に、上記に該当しない範囲で就学 職業訓練校、専門学校、大学等に就学予定	6 4 3
8 育児休業	育児休業取得中に、既に在園している児童の継続利用が必要	10

（備考）

- 1 父母が保育できない理由・状況に応じ、上の基本点数を設定する。
- 2 父母それぞれの基本点数の合算を、利用申請児童の基本点数とする。
- 3 父母が複数の事由に該当する場合は、各々について基本点数が高い方の要件を採用する。

（注釈）

※1 父母がいない場合は、その他の保護者とする。

※2 事由 1 の就労時間数は全て休憩時間を含むものとする。また、不規則勤務等、表記の就労日数及び時間数によりがたい場合は、別途判断する。

保育の必要性を証明する書類の提出がない場合は、当該保護者の基本点数を 3 点とする。また、これらの書類に不足がある場合は、各事由の最低点数をもって基本点数とする。

(2) 調整点数表

事由	内容	点数
1ひとり親家庭	ひとり親家庭等	11
2生活保護世帯	生活保護世帯で、保育の実施により自立が見込まれる	2
3生計中心者の失業	生計中心者が失業し、求職活動中である	1
4虐待・DV等	児童の家庭状況等から小城市保育幼稚園課が特に必要と認める場合(※1)	※1
5障がい児	利用を希望する児童が身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	2
6育児休業明け	育児休業が終了し職場復帰する場合	2
7きょうだい同時利用	きょうだいが利用中の保育施設又は幼児教育施設又は保育事業の利用を希望する場合(※2)	9
	きょうだいが同じ希望月で利用申込みをする場合(きょうだいが保育施設又は保育事業と幼児教育施設同時入所希望の場合も加点)	2
	未就学のきょうだいを保護者等が保育している。	-3
8小規模保育等	小規模保育施設等の卒園児で引き続き保育施設又は保育事業の利用を希望する場合	10
9保育の代替手段	育児休業取得時に保育施設又は保育事業を退所し、復職時に利用申請をする場合	2
	利用申込時点で、申込事由を理由として児童が認可外保育施設等を有償で利用している場合	1
	利用申請時点で、児童を同伴就労しており、前項目に該当しない場合	-1
10世帯の状況	同居家族に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者がいて介護している	1
	通信制大学、通信教育の学生である	-3
11就労状況	市内の保育施設等に従事する(内定含む)ことで、その施設の受入態勢に影響を与える場合(保育士、幼稚園教諭、保育教諭)	10
	市内の保育施設等に従事する(内定含む)ことで、その施設の受入態勢に影響を与える場合	8
	雇用主が保護者の配偶者又は三親等以内の親族であり、かつ保護者が専従者控除の対象	-1
	雇用主が保護者の配偶者又は親族で、かつ保護者が扶養控除、配偶者控除又は配偶者特別控除の対象	-2
	就労内定のうち、就労開始時期が未定	-3
12その他	前年度から在園している児童(更新児童)	10
	前年度から在園している児童(1号認定から2号認定へ変更希望の児童で別表1(1)保護者の保育が必要な理由の点数表において保護者それぞれ5点以上の点数が加点される場合に加点する)	10
	保育料の未納が6ヶ月以上ある世帯(卒園児分含む)※2	-5
	正当な理由なく保育施設又は保育事業の利用内定を辞退するなど、公正な利用調整に支障を来たすような行為を行った場合(利用希望日が同一年度内の利用申請に限る)	-10
	小城市保育幼稚園課が特に必要と認める場合	※1

(注釈)

※1 特に必要と認める場合は、別途調整点数を設けることができる。

※2 納付制約書の提出及び分割納付の実績(児童手当の窓口払い等含む)がある場合を除く。

(3) 同一世帯の優先順位表

1	保護者の保育が必要な理由の点数が高い世帯
2	要件間の優先順位（①～⑫の順）①災害 ②就労（家庭外） ③就労（家庭内） ④就労内定 ⑤ひとり親・生活保護世帯の求職 ⑥疾病 ⑦障がい ⑧介護・看護 ⑨就学 ⑩出産 ⑪求職中 ⑫市外在住
3	養育している小学生以下の子どもの人数が多い世帯

別表2 「申請受付期限及び結果通知等発送予定表」

入所希望月	申請受付期限	結果通知等発送予定
令和2年4月～令和3年3月 (第1次受付)	令和元年12月6日(金)	令和2年2月ごろ
令和2年4月～令和3年3月 (第2次受付)	令和2年1月24日(金)	令和2年3月ごろ
5月	令和2年4月10日(金)	令和2年4月20日(月)
6月	令和2年5月8日(金)	令和2年5月20日(火)
7月	令和2年6月10日(水)	令和2年6月19日(金)
8月	令和2年7月10日(金)	令和2年7月20日(月)
9月	令和2年8月7日(金)	令和2年8月20日(木)
10月	令和2年9月10日(木)	令和2年9月18日(金)
11月	令和2年10月9日(金)	令和2年10月20日(火)
12月	令和2年11月10日(火)	令和2年11月20日(金)
1月	令和2年12月10日(木)	令和2年12月18日(金)
2月	令和3年1月8日(金)	令和3年1月20日(水)
3月	令和3年2月10日(水)	令和3年2月19日(金)

※小城市外の保育施設等の利用を希望する場合の結果通知等発送予定はこのとおりではない。